いけぶくろ茜の里　特定相談支援事業　重要事項説明書

（　　年　月　日現在）

1　事業所運営法人

法人名	社会福祉法人フロンティア
法人所在地	東京都豊島区池袋四丁目２９番６号　アクシア池袋２０４号室
代表者氏名	理事長　岸　和正
法人設立年月日	昭和５６年３月１０日

2　事業所の概要

事業所の種類・名称	指定特定相談支援事業　いけぶくろ茜の里　相談支援室
事業所の所在地	東京都豊島区池袋四丁目１５番１０号
事業所の電話番号	０３－５９６０－５２３１
事業所番号	１３３１６０１１６９号　（平成２６年４月１日指定）
管理者氏名	越智　一富（兼任）
事業の目的	ご利用者が有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、ご利用者に対して必要な指定計画相談支援サービスを提供します。
運営方針	１．本人主体の支援を基本とし、ご利用者の人権と本人の意志及び人格を尊重した支援を提供します。 ２．ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者又はその介護を行う者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。
事業所の開設年月日	平成２６年４月１日
職員研修の取り組み	１．ご利用者に対するサービスの質の向上を目指し、組織として研修の重要性を認識し人材育成に取り組みます。職員の主体的な研修への参加を通じて、自己啓発に努める姿勢の醸成を図ります。 ２．相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します

3　事業実施地域

豊島区　板橋区　練馬区

4　職員の配置状況　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	１名（兼務）	―	事業の管理運営
相談支援専門員	１名	―	相談支援

5　相談受付時間(開所時間)

開所日	月曜～金曜(ただし祝日及び年末年始休暇期間を除く)
相談受付時間	９：００～１７：００

6　提供するサービスの種類及び内容

事業所は法令に基づき以下のサービスを提供し、全てのサービスは、「サービス等利用計画」に基づき行われます。「サービス等利用計画」は相談支援専門員が作成し、ご利用者の同意をいただき、写しを交付します。

（１）サービス等利用計画の作成

事業所は、利用者及び家族の心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画を作成します。

①ご利用者及びご家族の置かれている状況、希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②当該地域における福祉サービス等事業者に関するサービス内容を適正にご利用者又はご家族に対して提供し、ご利用者にサービスの選択を求めるものとします。

③ご利用者及びご家族の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。

⑤サービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、ご利用者及びご家族に対して内容を説明し、ご利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

（２）サービス等利用計画作成後のサービス

事業所は、利用者へサービス等利用計画の通り各事業のサービスが提供されているか経過を確認し、把握します。

①ご利用者及びご家族等と定期的に連絡を取り、経過を把握します。

②サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者との連絡調整を行ないます。

③福祉サービス等の実施状況やご利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

④上限管理対象となっているご利用者に関しては、指定障害者福祉サービス等のご利用者負担額合計額を毎月算定し、ご利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業所等に通知します。

（３）事業所は、ご利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業所がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

7　利用の開始と終了

（１）利用開始

利用に際しては、適切なサービスを提供するために、ご利用者及びご家族の置かれている状況、希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

（２）契約の終了

①ご利用者は、事業所に対し３０日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合にこの契約を解約することができます。

②ご利用者は、事業所もしくは職員が以下の事由に該当する場合に文書で通知することによりただちにこの契約を解約することができます。

・正当な理由なくサービスを実施しない場合
・守秘義務に反した場合
・社会通念を逸脱する行為を行った場合
・他のご利用者がご利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業所が適切な対応をとらない場合

③事業所は、ご利用者に対し３０日間の予告期間を置いて、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

④事業所は、ご利用者が以下の事由に該当する場合にはただちにこの契約を解約していただくことがあります。

・故意または重大な過失により事業所や職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
・通常の事業の実施地域外に転居した場合
・ご利用者及びご家族がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
・連続して３か月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、または現に連続して３か月を越えて入院した場合

（３）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくても契約は自動的に終了します。

①ご利用者が死亡した場合
②指定障害福祉サービスの支給決定期間が終了し、その後支給決定がない場合
③事業所が指定障害福祉サービス事業所としての指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
④やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

8　利用料金について

（１）指定特定相談支援事業にかかる利用料金については、事業者が市町村から直接受領(代理受領)するため、ご利用者の自己負担分はありません。代理受領通知書をお渡ししますので保管してください。

（２）通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。その場合には、ご利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。事業者は、

支払いを受けた場合に領収書を発行いたしますので保管してください。

９　虐待の防止のための措置に関する事項

（１）事業所は、ご利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者の選定

②虐待防止委員会の設置と研修

③成年後見制度の利用支援

④苦情解決体制の整備

⑤事業所職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（２）虐待の疑いがある場合は、豊島区または豊島区障害者虐待防止センターに報告し、共同解決を図ります。

１０　感染症・非常災害対策

（１）災害時（感染症含む）支援の訓練の実施

（２）委員会の設置と BCP（事業継続計画）の作成

（３）感染症の発生及びまん延防止措置

１１　ご利用者の記録や情報の管理、開示

（１）事業所は、ご利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、関係法令に基づいて適切に管理し、当該相談支援を提供した日から５年間保存します。ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（２）事業所は、提供した支援に関して市町村が行う文書、その他の物件の提出、もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及びご利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。

（３）社会福祉法第８４条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査またはあっせんに出来る限り協力します。

１２　要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談・苦情受付窓口	・責任者：越智　一富 ・受付担当：相談支援専門員 ・電話番号：０３－５９６０－５２３１ ・受付時間：月曜～金曜　９時～１７時 ・担当者が不在の場合は、事業所までお申し出ください。
第三者委員会	・法人において第三者委員会を設置しています。地域からの委員を選出しています。
豊島区民社会福祉協議会	・担当部署： 福祉サービス権利擁護支援室 サポートとしま

	・電話番号：０３－３２８１－２９４０ ・受付時間：月曜～金曜　９～１７時
東京都社会福祉協議会	・担当部署：運営適正化委員会 ・電話番号：０３－５２８３－７０２０ ・受付時間：月曜～金曜　９～１７時

（２）虐待防止に関する窓口

虐待防止に関する窓口	・虐待防止責任者：越智　一富 ・虐待相談受付担当：相談支援専門員 ・電話番号：０３－５９６０－５２３１ ・受付時間：月曜～金曜　９時～１７時

１３　個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）について

（１）職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。

（２）ご利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。

（３）個人情報の収集、利用、提供にあたってはご利用者の同意を得ることとします。

（４）個人情報保護に関する窓口は以下のとおりです。

・個人情報保護苦情・相談窓口：相談支援専門員

・個人情報保護管理者　　：管理者　越智　一富

１４　事故発生時の対応及び損害賠償

事故が発生した場合は、速やかにご家族、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事故等事業者の責任により生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

【重要事項説明書の説明年月日】　　年　　月　　日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】　住　所　　東京都豊島区池袋四丁目２９番６号
アクシア池袋２０４号室
名　称　　社会福祉法人　フロンティア
代表者氏名　　理事長　　岸　　和　正　　㊞

（説明者）　所　属　　いけぶくろ茜の里　相談支援室

氏　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

【利用者】

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【家族・代理人等】

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞